

国民健康保険等への切り替えのご案内

医療保険は制度別に異なりますが、特に国民健康保険の保険料は主に前年所得に応じて決定されるため、国民健康保険に切り替えることにより保険料が安くなる場合があります。

ご参考までに、よくお問い合わせをいただく内容をご案内いたします。

1. 各種医療保険の主な種類と比較

国民健康保険や家族が加入している健康保険組合等の保険料、保険給付、健康支援事業の詳細につきましては、お住まいの市区町村窓口やご家族の勤務先等に直接お問い合わせください。

		保険料	保険給付／健康支援事業／その他
地域 保険	①国民健康保険	<ul style="list-style-type: none"> 前年所得に応じて決定されるため、退職した翌年から安くなる場合が多い 特別な事情（災害・病気・解雇等）がある場合、減免制度がある 口座振替、コンビニエンスストア納付等支払方法が柔軟 扶養者も徴収の対象となる 	【保険給付／健康支援事業】 <ul style="list-style-type: none"> 被用者保険（本表②③）に比べ、独自の制度が少ない（付加給付制度【※1】なし）
被用者 （職場） 保険	②家族が加入している健康保険組合等の被扶養者	<ul style="list-style-type: none"> 口座振替、振込手数料負担など組合により差がある 被扶養者は徴収の対象とならない 	【保険給付／健康支援事業】 <ul style="list-style-type: none"> 独自の制度はあるが、組合により内容に差がある 【その他】 <ul style="list-style-type: none"> 加入条件がある
	③当組合の任意継続被保険者	<ul style="list-style-type: none"> 保険料の見直しは、料率変更のみのため安くない 振込手数料の負担がある 被扶養者は徴収の対象とならない 	【保険給付／健康支援事業】 <ul style="list-style-type: none"> 独自の制度あり（付加給付制度【※1】、健康診断補助金、常備薬斡旋など） 【その他】 <ul style="list-style-type: none"> 加入期間は最長2年間

【※1】付加給付制度：医療費の一部負担還元金や出産育児一時金付加金など組合の財政に応じた独自の制度

2. ご就職以外の理由で任意継続を脱退する際のお手続きについて

資格喪失方法	納付書に記載の納付期限までに保険料を振り込まなければ自動的に資格喪失します。（納付書の納付目的年月および納付期限をご確認ください。）	任意継続被保険者資格喪失申出書をミサワ健保へ提出 （書式はホームページに掲載しています。）
資格喪失日	<ul style="list-style-type: none"> 毎月納付の場合、納付書に記載の納付期限の翌日 前納の場合、納付期限翌月10日（休祝祭日の場合翌営業日）の翌日 	任意継続被保険者資格喪失申出書の受理日の属する月の翌月1日
資格喪失証明書の発送	原則、資格喪失日に作成し、ご自宅宛てに一斉発送します。 ※法律上、資格喪失前の発行はできません。 （新しい保険へ加入する際にお使いいただけます。）	
資格確認書の返却	資格喪失証明書に同封の返信用封筒にて必ずご返送ください。	
保険料の返還	なし	喪失月以降の保険料を返還

ご就職先の保険へ加入される方も、お手続きが必要です。詳しくは、【組合ホームページ > 健保のしくみ > 退職した後は > 手続き > 任意継続被保険者資格を喪失するとき】をご確認ください。

本件に関するお問い合わせ先

ミサワホーム健康保険組合
任意継続担当：03-3349-8359